

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 改正の内容

参議院議員通常選挙のある年の定例改正として、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する。

具体的には、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定する。

2. 施行期日

公布の日